

加監公表第17号

令和3年10月14日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

## 監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年8月16日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月16日付けで受理した。

なお、令和3年9月1日及び10日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

- (1) かこがわウェルビーポイント制度（以下「ポイント制度」という。）に基づく令和2年度ポイント発行負担金（以下「本件負担金」という。）について

### ア A小学校における学校園支援ボランティアに対するポイント付与について

加古川市かこがわウェルビーポイント制度実施要綱（平成29年4月1日協働推進部長決定。以下「要綱」という。）に基づく、ポイント付与の対象活動として「学校園支援ボランティア」が規定されており、登下校時の安全指導のための保護者による立ち当番（登下校パトロール）がポイント付与の対象活動となっているが、子供たちが安全に学校へ行けるようにするために、保護者がボランティアとして立ち当番を行うことが理解できない。立ち当番に対する学校園支援ボランティアのポイントは、町内会や老人会等、保護者以外の人や団体に対して付与されるべきである。A小学校におけるパトロール当番ウェルビーポイント集計表を確認したところ、何日かに1回の立ち当番や、4、5人が立ち当番をしている日もあれば一人で立ち当番をしている日もある。本当に必要な箇所や人数が分からないのではないかと推測でき、安全指導ができていないのか疑問である。さらに、同集計表によると、計算誤りによる6人分の水増しがあり300ポイント余分に付与されたことが分かる。

また、学期ごとの立ち当番実績によるポイントが付与された月（11月及び3

月)の集計をみると、毎月の他の学校園支援ボランティア(図書ボランティア等)のポイント数(1,500ポイントから2,500ポイント)を差し引いたとしても約4,000ポイントの説明がつかず、水増しして付与されている疑いがある。

また、図書ボランティア等については、ボランティアを行った本人がポイントを付けたにもかかわらず、教職員がポイントを重複して付与しているものがある。

さらに、学校園におけるクリーン作戦(清掃活動)についてもポイント付与の対象活動となっている。加古川市保健衛生協議会(以下「協議会」という。)は、加古川市(以下「市」という。)から120万円の補助金を受け、環境衛生施策を市と一体となって行っている。従って、協議会の会員とほぼ一致するPTA会員が行うクリーン作戦は、環境衛生施策の一環であると思われ、ポイント付与の対象活動に当たらないと思われる。

なお、A小学校ではポイント付与のための機器(ポイント付与端末)が学校の廊下に設置されており、ボランティアを行ったかどうかのチェックを受けることなく誰でもポイント付与ができる状態にある。

#### イ B店におけるテイクアウト(持ち帰り)に対するポイント付与について

要綱ではポイント付与の対象活動として「市が指定する飲食店でのテイクアウト(持ち帰り)」と規定されているにもかかわらず、令和2年度に全世帯に配布された「加古川うまいもん応援クーポン」を利用してB店で店内飲食をしたところ、50ポイント分のポイント引換券(以下「引換券」という。)を渡された。これは、不正なポイント付与行為である。

#### ウ C公民館が指定するボランティア活動に対するポイント付与について

C公民館が指定するボランティア活動として、年2回実施されている文化施設Dの清掃活動がポイント付与の対象活動となっている。しかし、文化施設Dは市と指定管理者との間で指定管理契約が締結されており、敷地内の清掃も指定管理業務に含まれていると思われる。そのため、契約金(指定管理者への委託料)が

支払われている場所の清掃をすることで、別に税金からポイント付与されることに問題がある。さらに、協議会も市から120万円の補助金を受け、市内の環境衛生施策の一翼を担っていることから、文化施設Dの清掃活動については、ポイント付与（ポイント付与に係る負担金）、指定管理者への委託料及び協議会への補助金の三重の重複支給となっている。

## （2）いきいき百歳体操に対するポイント付与事業について

いきいき百歳体操は、特定の場所へ行き参加する度に、市が提供した判子（スタンプ）を持った人がいきいき百歳体操手帳に押印し、50回で2,500ポイントが付与される仕組みと聞いている。自宅で取り組む人やスタンプを持った人との関係で参加できない人にはポイントが付与されない。また、スタンプを持った人がいきいき百歳体操に参加していないにもかかわらず、押印したいいきいき百歳体操手帳を作成することも認めない。このような第三者のチェックができない不公平なポイント付与の在り方に疑問がある。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件負担金のうち、A小学校における不当な付与ポイント分（以下「甲負担金」という。）の返還
- ・ 本件負担金のうち、B店におけるテイクアウト付与ポイント分（以下「乙負担金」という。）の返還
- ・ 本件負担金のうち、C公民館のボランティアによる文化施設Dの清掃時の付与ポイント分（以下「丙負担金」という。）の返還
- ・ いきいき百歳体操に対するウェルビーポイント付与事業の廃止

## 4 監査の実施

### （1）監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件負担金の支出について

市が本件負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求事項のうち、本件負担金4月分から6月分の支出については、本請求書が提出された令和3年8月16日において、既に各支出日から1年を経過していること、かつ本請求書及び陳述内容から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に定める住民監査請求の要件を満たさない。よって、監査の対象としない。

また同条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。請求人が求める措置のうち、「いきいき百歳体操に対するウェルビーポイント付与事業の廃止」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって、監査の対象としない。

## (2) 監査の対象部

市民協働部、教育指導部

## (3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年9月16日に請求人から陳述を受けた。

## (4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部及び教育指導部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3

年9月16日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

#### ア ポイント制度について

ポイント制度は、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、一人でも多くの方が活動に参加するきっかけとなり、また活動を続ける楽しみにつなげることにより、加古川市総合計画における将来の都市像である、「夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川」を実現するため、平成28年12月1日からの試行を経て、平成29年4月1日から正式運用を開始した官民協働による制度である。市が対象とする社会活動や健康活動等に参加した場合又はポイント制度加盟店で買い物等をした場合に、ポイントが付与され、貯まったポイントは1ポイントを1円として、市立学校園への寄附のほか、ポイント制度加盟店での支払やポイント制度加盟店の商品と交換することができる。

市は、要綱を制定するとともに、株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「提供者」という。）が提供するかこがわウェルビーポイントサービスを利用するにあたり、提供者とかこがわウェルビーポイントサービス利用契約（以下「利用契約」という。）及びかこがわウェルビーポイントサービスのポイント発行負担金に関する覚書（以下「覚書」という。）を締結し運用している。令和2年度は利用契約に基づき、8,563,500円で契約を締結し、半期毎に提供者に支払っている。また、覚書に基づき、ポイント付与端末より利用者へ付与したポイントに応じ、1ポイントを1円として、提供者に本件負担金を支払っている。本件負担金は、毎月末日締めで、翌月に提供者から書面にて請求があり、提供者が作成した、かこがわウェルビーポイント利用集計（以下「利用集計」という。）を検査、検収した上で、月毎に支払っている。

ポイント付与の対象活動は、ポイント制度を所管する市民活動推進課（以下「主管課」という。）が庁内全課へ照会を行い、ポイント制度の目的と合致していることを確認した上で決定している。各対象活動を所管する課（学校園を含む。以下「所管課」という。）は、対象活動の詳細を管理、把握した上でポイントを付与する役割を担っており、また、ポイント付与端末は、主管課と所管課が各々管理しやすい場所に双方の合意のもとに設置し、所管課による管理が行われている。

る。なお、A小学校においては、教職員の目の行き届きやすい場所であるとともに、常時職員が在席する事務室前であること、ポイントが付与された時に操作音が聞こえること、教職員以外の人通りが多くないことから、事務室前の廊下にポイント付与端末を設置している。

#### イ 甲負担金について

要綱別表に定める「学校園支援ボランティア（ユニット12を活用した保育園・こども園への支援活動を含む）」については、子供たちが多様な知識や経験を持つ地域の大人と触れ合うことで、多様な学習活動等が可能になることによる教育の充実を目指すとともに、地域住民が学校園支援活動に参加することで、これまで培ってきた知識や経験を活かす場を広げ、自己実現や生きがいづくりにつながることを目的としている。活動内容としては、学習支援活動、環境整備、部活動支援、登下校安全確保、学校園行事への協力などがある。多くの地域住民が活動することにより、地域の教育力の向上や地域の活性化を目指しており、ポイント制度の趣旨と一致する部分が大きいため、ポイント付与の対象活動と位置付けているが、全ての学校園支援ボランティアがポイント制度を利用しているわけではない。ポイント付与にあたっては、A小学校においては個人参加となるため、活動場所が校内の場合は、活動した日に自らポイント付与端末にてかこがわウェルビーカード（以下「カード」という。）にポイントを付与することとなっており、ポイント付与実績を示すものはない。また、活動場所が校外の場合は、配付されたボランティア手帳に活動の記録を自己記入し、後日、ボランティア手帳の活動記録を提示し、教職員による端末操作によりまとめてポイントが付与されることとなっているが、学校園ではボランティア手帳のコピー等を保管する必要がないため、ポイント付与実績を示すものはない。

次に、要綱別表に定める「PTA活動のうち指定するもの」については、全ての幼児・児童・生徒のために行われている活動であるとともに、今後、学校園・家庭・地域の連携・協働をさらに進め、地域総がかり教育を推進していく上で、活動の一層の充実・活性化が不可欠であるため、その手立てとして、ポイント付与の対象活動と位置付けている。調理実習や校外学習といった教育活動の補助や

登下校時における安全見守り活動、校園内の清掃・整備を主に対象とし、バザー等の金銭に還元される活動やベルマーク等の品物に還元される活動、会議や研修会への参加などについては対象としていない。ポイント付与にあたっては、PTAのカードへのポイント付与となるため、対象活動の実施後、PTA役員数名が活動報告書や団体手帳の記録を提示し、教職員が確認の上ポイントを付与しており、A小学校では同様に学期に1回程度ポイント付与を行っているが、提示された資料を保管する必要がないため、ポイント付与実績を示すものはない。

A小学校の登下校パトロールは、PTA役員が各地区の報告を受け、学期ごとに実績を集計し、教職員による集計表の確認後、ポイント付与を受けている。令和2年度11月及び3月には、それぞれ前学期の登下校パトロール及び図書ボランティアによるポイント付与がなされている。加えて、運動会が中止になったことを受けて実施した体育参観日における受付・検温等の安全対策、季節ごとの園芸活動等についても、まとめてポイントが付与されている。なお、集計表の計算誤りにより300ポイント多く付与されていることについては、是正すべきものであるため、令和3年9月2日に関係職員が立会いの下、誤って付与したポイントの返品作業を行った。

学校園におけるクリーン作戦は、学校園敷地内の清掃活動を指すものであり、PTAと連携して児童・生徒の勤労奉仕の意識を育む教育活動として愛校作業を位置付け、ポイント付与の対象活動とすることで、参加者を増やし、PTA活動の一層の充実と活性化を目指している。学校園支援ボランティアにおけるポイント付与の対象活動との整合性もとれていることから、対象活動とすることに問題はないと考える。

A小学校における図書ボランティア等のポイント付与は、活動した日に自らポイント付与端末にてカードにポイントを付与することとなっており、教職員が個人所有のカードにポイントを重複して付与することは不可能である。なお、教職員への聞き取りにより、年度末に活動日数を確認したのは活動実績を把握するためであり、ポイント付与とは関係がなかったとの回答を得ている。

以上のことから、A小学校におけるポイント付与及び運用において、問題はないと考える。

#### ウ 乙負担金について

要綱（令和2年5月18日に一部改正された要綱をいう。）別表に定められていた「市が指定する飲食店でのテイクアウト（持ち帰り）」については、コロナ禍の影響によりテイクアウト中心の営業形態となっている地元飲食店の利用を促進するため、令和2年第2回市議会（臨時会）にて補正予算を計上し、1回の利用につき、50ポイント付与する事業（令和2年6月1日から12月31日まで）を実施したものである。本事業は、「加古川うまいもん応援クーポン（500円券）」が使用できる市内の参加店を対象とすることで事業の効率的な展開と相乗効果を得られるよう工夫し、各店舗には、テイクアウト又はデリバリーの利用につき、引換券を渡す旨の内容を記載した文書にて周知徹底した上で実施しており、適切に執行したものとする。

#### エ 丙負担金について

文化施設Dの清掃活動は、A小学校から提案を受けたことを契機として、C公民館の高齢者大学とそのOB会というC公民館に関係する2団体が、小学生との交流を図ることを目的に主体的に参画したものである。要綱別表に定める「公民館で実施する又は公民館関係団体が実施する子ども・教育に関する活動のうち指定するもの」に該当するとして、ポイント付与の対象活動としているが、文化施設Dにおける指定管理の協定や協議会への補助金とは異なる目的で実施されている活動であり、指定管理業務に影響する程の活動内容となっていないことから、重複支給ではない。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、当該活動は中止された。

### 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 西 村 雅 文

加古川市監査委員 稲 次 誠

## 6 監査の結果

### (結 論)

本請求において監査の対象とした本件負担金のうち、

- ①甲負担金に係る請求については、ポイント付与誤りにより本請求後に返品されたポイント分に係るものは却下し、その余のポイント分に係るものは棄却する。
- ②乙負担金に係る請求については棄却する。
- ③丙負担金に係る請求については却下する。

### (事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

請求人は、甲負担金、乙負担金及び丙負担金の返還を求めていることから、本件負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

#### (1) 本件負担金の支出事務について

本件負担金については、市と提供者が令和2年4月1日に締結した覚書（以下「本件覚書」という。）第3条によると、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、ポイント付与端末より利用者へ付与したポイントに応じ、1ポイントを1円として提供者へ支払うこととされており、提供者は、毎月末日締めで、翌月に前月分の負担金を書面にて請求するものとされている。さらに、その負担金の金額については、提供者がポイント付与に係る記録を基に集計した内容を市が精査し、双方合意のもと決定することとなっており、市は請求があったときは、その日から30日以内に負担金を支払うものとされている。

関係職員への調査によると、付与されたポイントについては所管課が実績を確認していること、そして主管課が提供者から提出された請求書と利用集計から、利用集計のポイント数について端数が出ていないか等内容を検査、検収していること、また、令和2年度における毎月の支払は、請求があった日から30日以内に行われていることを確認した。

従って、本件負担金の支出に係る事務手続は本件覚書に基づき適正に行われてい

ると判断する。

(2) 甲負担金について

ア A小学校における登下校パトロールをポイント付与の対象活動とすることについて

請求人は、保護者による登下校パトロールがポイント付与の対象活動となっていることに違和感があると主張している。

関係職員への調査によると、A小学校では、登下校パトロールは要綱別表に定める「PTA活動のうち指定するもの」に該当するとして、ポイント付与の対象活動として位置付けていることを確認した。また、PTA活動については、全ての幼児・児童・生徒のために行われている活動であるとともに、今後、学校園・家庭・地域の連携・協働をさらに進め、地域総がかり教育を推進していく上で、活動の一層の充実・活性化が不可欠であるため、その手立てとして、ポイント制度を導入したことを確認した。なお、PTA活動のうち、バザー等の金銭に還元される活動やベルマーク等の品物に還元される活動、会議や研修会への参加など学校園・家庭・地域の連携・協働の促進と直接関わりが薄いと考えられるPTA固有の活動については、対象とされていない。

このように、ポイント付与の対象活動については、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、一人でも多くの人が活動に参加するきっかけとなり、また活動を続ける楽しみにつなげるというポイント制度の目的と合致していることを確認した上で市が決定しており、市の政策的判断の範囲内であると考えられる。

よって、A小学校における登下校パトロールをポイント付与の対象活動とすることについては、不合理な点はないと判断する。

イ A小学校における登下校パトロールに係るポイント付与誤りについて

請求人は、パトロール当番ウェルビーポイント集計表上において計算誤りがあり、300ポイントが余分に付与されていると主張している。

関係職員への調査により、A小学校においては、PTA役員が各地区の報告を

受け、学期ごとに実績を集計していること、集計した実績はPTA会長に報告した上で、PTA役員数名が教職員に集計表を提示し、教職員が確認した上で、ポイント付与を行っていることを確認した。

なお、同集計表において、「 $2 \times 5 \text{ 日} = 1 \text{ 1 0}$ 」と記載し、6回分に相当する300ポイントを多く付与したことは誤りであり、是正すべきものであるため、関係職員がA小学校にポイント付与の根拠となる資料の確認を慎重に行うよう指導したこと、令和3年9月2日にA小学校で関係職員の立会いの下、誤って付与した300ポイントの返品作業が行われたことを確認した。

登下校パトロールに係るポイント付与については、集計表の計算誤りにより300ポイントが多く付与されていたことは事実であるが、当該ポイント付与における瑕疵については治癒され、市に具体的な損害が発生したとは認定できない。

住民監査請求の監査対象となる行為等は、平成6年9月8日最高裁判所判決により確定した平成5年8月5日福岡地方裁判所判決において、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」と判示されている。

よって、A小学校における登下校パトロールに係るポイント付与誤りについては、本請求後に返品され既に治癒されているため、返品されたポイント分に係る甲負担金の支出については、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。

ウ A小学校における登下校パトロールのポイント付与月に係るポイント数について

請求人は、1学期及び2学期に実施された登下校パトロールのポイントが付与される11月及び3月において、毎月の図書ボランティア等のポイント数を差し引いたとしても約4,000ポイントの説明がつかないため、水増ししてポイントが付与されている疑いがあると主張している。

関係職員への調査によると、11月のポイントについては、登下校パトロール及び図書ボランティアによるポイント以外に、体育参観日の際にPTAの協力を

得て実施した受付・検温等の安全対策（延べ5人）、季節ごとの園芸活動（延べ58人）、夏休みのパトロール（延べ10人から15人）によるポイントがまとめて付与された分が含まれており、3月のポイントについても同様に園芸活動等によるポイントがまとめて付与されたものであることを確認した。

さらに、教職員がPTAの活動実績や団体手帳を確認の上、PTA役員数名の立会いの下ポイントが付与していることから、不正なポイントの付与が行われているとは考えにくい。

よって、A小学校における登下校パトロールのポイント付与月に係るポイント数については、水増ししてポイントが付与されている根拠はなく、不合理な点はないと判断する。

#### エ 学校園におけるクリーン作戦をポイント付与の対象活動とすることについて

請求人は、市から120万円の補助金を受け取っている協議会の会員とほぼ一致するPTA会員が行うクリーン作戦は、協議会が行うべき環境衛生施策の一環であることから、ポイント付与に係る負担金と補助金が重複支給となるため、ポイント付与対象とすべきでないとは主張していると解せられる。

関係職員への調査によると、学校園におけるクリーン作戦は学校園敷地内の清掃活動を指し、愛校作業を教育活動として位置付け、PTAと連携して取り組む学校園行事としてポイント付与の対象活動としていることを確認した。また、学校園支援ボランティアにおけるポイント付与の対象活動との整合性もとれていることを確認した。なお、A小学校においては、令和2年度は実施されておらずポイントの付与はないことを確認した。

前述のとおり、ポイント付与の対象活動の決定については、市の政策的判断の範囲内であると考えられる。また、当該クリーン作戦は学校園敷地内の清掃活動を指し、PTAと連携して取り組む学校行事とされており、請求人の主張する環境衛生施策の一環としての協議会の活動とは考えにくい。

よって、学校園におけるクリーン作戦をポイント付与の対象活動とすることについては不合理な点はなく、ポイント付与に係る負担金と協議会の補助金は重複支給ではないと判断する。

#### オ A小学校における図書ボランティア等のポイント付与について

請求人は、図書ボランティア等のポイント付与について、ボランティアを行った本人がポイントを付けたにもかかわらず、教職員がポイントを重複して付与したと主張している。

関係職員への調査によると、A小学校の図書ボランティア等は各自が活動する度に個人所有のカードにポイントを付与することとなっており、また、教職員が図書ボランティア等の活動日数について確認したのは、活動実績を把握するためでありポイント付与とは関係がないことを確認した。

図書ボランティア等のポイント付与は、各自が毎活動時に行うこととされ、図書ボランティア等も教職員もお互いにそのことを認識していたことからすると、教職員が、活動実績を把握するために活動日数を確認することはあっても、ポイントの重複付与を行ったり、活動をしていないにもかかわらず、ポイント付与を促すことは考えにくい。

よって、A小学校における図書ボランティア等のポイント付与については、不合理な点はないと判断する。

#### カ A小学校のポイント付与端末の設置場所について

請求人は、A小学校ではポイント付与端末が廊下に設置されているため、ボランティアを行ったかどうかの確認を受けることなく、誰でもポイント付与できる状態にあると主張している。

関係職員への調査によると、A小学校のポイント付与端末は当初、職員室内に設置されていたが、通信障害によりポイント付与ができない状態にあったため、通信状況を確認の上、教職員の目が行き届きやすく、かつ常時職員が在席する事務室前に移動させたことを確認した。

A小学校のポイント付与端末によるポイント付与にあたっては、まず校門のインターホンで対応した教職員に氏名と用件を伝え、校門を解錠してもらい、校舎内に入る必要がある。さらに、ポイント付与端末は常時職員が在席する事務室の前にあり、ポイント付与端末にカードをかざすと音が鳴るため、事務室の職員はポイント付与が行われたことを確認することができる。以上のことから、誰の確

認を受けることもなくポイントが付与できる状態にあるとはいえない。

よって、A小学校のポイント付与端末の設置場所については、不合理な点はないと判断する。

以上のおりアからカまでを検討した結果、甲負担金の支出については、ポイント付与誤りにより本請求後に返品されたポイント分に係るものは、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。その余のポイント分に係るものは、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

### (3) 乙負担金について

請求人は、ポイント付与の対象活動がテイクアウト（持ち帰り）となっているにもかかわらず、B店では店内飲食についても引換券を配布し、不正にポイントを付与していると主張している。

関係職員への調査によると、引換券の配布については、事前に各店舗にテイクアウト又はデリバリーの利用についてのみ配布するよう文書により周知徹底していることを確認した。また、店内飲食についても引換券を配布していることが判明した場合は、随時、テイクアウト又はデリバリー時にのみ引換券を配布するよう指導しており、店内飲食にも引換券を配布したと指摘のあったB店についても同様に指導したことを確認した。

引換券については、提供者の子会社である株式会社まいぷれ加古川又は主管課に提出することで、個人所有のカードにポイントが付与される仕組みとなっていたため、引換券を配布した全ての人にポイントが付与されているわけではない。また、各店舗が配布した引換券の配布枚数は把握できたとしても、請求人が指摘する店内飲食にもかかわらず配布された枚数と区別して把握することは困難である。さらに、市は各店舗に引換券の配布にあたり周知徹底をしていること、店内飲食でも引換券を配布したと判明した場合は市から指導を行っていることに鑑みれば、B店で配布された引換券を基にポイントが不正に付与されたとは断定できない。

従って、乙負担金の支出については、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

#### (4) 丙負担金について

請求人は、C公民館が指定するボランティア活動としてポイント付与の対象活動となっている文化施設Dの清掃活動に係る負担金が、指定管理者への委託料及び市内の環境衛生施策を担う協議会への補助金との重複支給となっていると主張している。

関係職員への調査によると、要綱別表に定める「公民館が指定する地域清掃活動ボランティア」については、令和3年4月から追加された活動で、C公民館における活動内容はC公民館の高齢者大学の学生とそのOBが公民館の庭の草引きや公民館周辺の清掃を行うものであり、本請求の内容である文化施設Dの清掃活動は含まれないことを確認した。文化施設Dの清掃活動は、同表に定める「公民館で実施する又は公民館関係団体が実施する子ども・教育に関する活動のうち指定するもの」に該当し、活動内容はC公民館の高齢者大学の学生とそのOBが小学生との交流を図ることを目的として、A小学校の児童とともに年2回、文化施設Dの敷地内にある広場の一部において落ち葉拾いを30分程度行うものであり、指定管理者との協定に基づき求めている清掃業務に影響するものではないことを確認した。また、交流を図ることを目的とした清掃活動であるため、指定管理の委託料や協議会の補助金とも内容、目的が異なるものであることも確認した。なお、文化施設Dの清掃活動は、令和2年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり中止されており、さらに令和元年度に実施した当該活動に係るポイントが令和2年度中に付与されていないことから丙負担金は発生していないことを確認した。

住民監査請求の監査対象となる行為等は、前述の平成6年9月8日最高裁判所判決により確定した平成5年8月5日福岡地方裁判所判決のとおりである。丙負担金に係る本件負担金の支出はないことから、市に具体的な損害が発生した、又は損害が発生するおそれがあるとは認定できない。

従って、丙負担金の支出については、住民監査請求の要件を満たしていないもの

と判断する。